

2017年10月16日

株式会社FIS
フレックス少額短期保険

地震保険料控除について

所得税において控除を受けられる保険は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」（損害保険会社が販売し、政府に再保険をおこなっているもの）に限られており、当社商品「賃貸のほけん（住居専用）」、「生活総合保険」は、これに該当いたしません。

当社では、保険料控除対象となる商品を取り扱っておらず、「地震保険料控除証明書」は発行いたしておりませんので、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

※2006年度をもって、火災保険等に適応されていた「損害保険料控除」は廃止されました。

<本件に関するご照会先>

- ご照会先：お客さま専用ダイヤル
- 電話番号：フリーダイヤル 0120-77-2094
- 営業時間：月～金 10:00～18:00

以上